大河原町「明日の青少年を育てる会」

**善 行 篤 行 慈 愛 表 彰 規 定**

**（表彰を行う者）**

第１条　大河原町「明日の青少年を育てる会」会長は，町長及び教育長の協賛を得て善行篤行慈愛者を表彰する。

**（表彰を受ける者）**

第２条　前条の表彰は，次の各号の１に該当する個人及び団体について行う。

　（1） 社会奉仕に努め，他の模範となる者

　（2） 常に他人や弱者に親切にして，篤行著しい者

　（3） 人命救助や救済，救難，防犯にあたり功績のある者

　（4） その他，特に表彰に値すると認められる者

**（表彰期日）**

第３条　表彰は，毎年大河原町「明日の青少年を育てる会」総会において行う。ただし，特別の事情がある時は，この限りではない。

**（表彰）**

第４条　表彰は，表彰状を授与して行う。この場合，副賞として賞品を授与することができる。

**（推薦）**

第５条　各地区「明日の青少年を育てる会」会長及び町内各校長に推薦具申を依頼する。

（1） 地区「明日の青少年を育てる会」会長は，行政区長や地区子ども育成会長，地区P会長の推薦を受け，様式１により表彰内申書を作成し，大河原町「明日の青少年を育てる会」会長に提出する。

（2） 町内小中高等学校長は，推薦する児童生徒について様式１により表彰内申書を作成し，大河原町「明日の青少年を育てる会」会長に提出する。

**（表彰推薦の具申期日）**

第６条　地区「明日の青少年を育てる会」及び町内各校の表彰推薦の具申期日は，毎年３月末日までに行う。

**（選考承認）**

第７条　被表彰者の選考は，地区「明日の青少年を育てる会」会長と町内小中高等学校長の推薦を受け，大河原町「明日の青少年を育てる会」役員会が審査会となり，選考承認する。

附　則　この規定は，平成９年５月２７日から施行する。

附　則　平成１８年　６月　１日一部改正

　　　　平成２３年　４月２７日一部改正

　　　　平成２６年　５月２７日一部改正

　　　　平成３０年　４月１８日一部改正

　　　　平成３０年１０月１５日一部改正

　　　　令和　元年１１月１９日一部改正